

等級ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表適用者

(1)再任用職員以外の職員

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	定型的な業務を行う主事の職務	135	12.2%
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	226	20.5%
3級	(1)係長及び主査(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「係長職」という。)の職務	97	8.8%
	(2)主任の職務	140	12.7%
4級	(1)複雑又は困難な業務を処理する係長職の職務	84	7.6%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する主任の職務	150	13.6%
5級	(1)課長及び主幹(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「課長職」という。)の職務	69	6.3%
	(2)特に複雑又は困難な業務を処理する係長職の職務	100	9.1%
6級	(1)部次長及び担当次長(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「部次長職」という。)の職務	17	1.5%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する課長職の職務	67	6.1%
7級	(1)部長及び担当部長(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「部長職」という。)の職務	8	0.7%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する部次長職の職務	8	0.7%
8級	複雑又は困難な業務を処理する部長職の職務	3	0.3%
	合計	1104	100.0%

(2)再任用職員

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	45	100.0%

医療職給料表適用者

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	(1)主査の職務	0	0.0%
	(2)医療業務を行う主事の職務	0	0.0%
2級	主幹の職務	1	50.0%
3級	(1)担当部長の職務	0	0.0%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する主幹の職務	0	0.0%
4級	保健所長の職務	1	50.0%
	合計	2	100.0%

※割合については、等級ごとに少数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しないことがある。